

学校いじめ防止基本方針

北上市立いわさき小学校
北上市立いわさき小学校PTA

◎ いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

平成25年6月28日交付、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条をふまえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示す。

「いじめ防止対策推進法」第13条 （学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校では、学校教育目標に掲げる「思いやりがあり助け合う子ども」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるような教育活動を推進する。さらに、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条 （定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 いじめの態様

《心理的な影響を与えるものとして》

- ・冷やかし、からかい、悪口や脅し文句
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・友達のようにしながら見下す
- ・パソコンや携帯電話等での誹謗中傷

《物理的な影響を与える行為として》

- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

4 いじめに対する構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・すべての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底するとともに、保護者や地域住民にも啓発する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・保護者や地域住民がいじめと感じられる言動を把握した場合は、速やかに学校へ連絡し、いじめ問題への対処に協力する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。最終事案から3か月以上経過後、当該児童及び保護者、関係児童からの聞き取りにより、全ての対象者が「いじめは認められない」とした時点で解消ととらえる。

◎ いじめの防止のための取組

1 魅力ある学級・学校づくり

「わかる・できる」ことを実感できる授業の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、相互に理解し合い特性を認め合うことを中心とした指導により、学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・いわゆる「いじめられキャラ」という名のもとで不快な思いを抱えている子、いつも責任ある重い役割を背負わされる子がいなかなど、児童の人間関係や立場の上下関係を見極めて、公平さを徹底する。
- ・加害者の無意識や無神経さと被害者の痛みの差が大きいことを前提としてとらえた上で、指導にあたる。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

2 生命や人権を大切にする指導（思いやりの心・助け合う心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。（郷土芸能伝承活動、特別支援学校との交流学习、幼保小交流）
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実するとともに、児童会活動等をとおして児童が主体的に人間尊重の意識が高い学校づくりを進める。
- ・家庭、地域においても、生命や人権を尊重するしつけを行う。

3 全ての教育活動を通した指導（自己指導力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
（大きな行事はもとより、交流学习や縦割り班活動等を計画的に配置し、様々な人との絆づくりを進め、自分が他人の役に立っている、他人から認められている等、自己有用感、自尊心を高める活動を工夫する。）
 - (1) 児童に自己存在感を与える
 - (2) 共感的な人間関係を育成する
 - (3) 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、親子情報研修や、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。
- ・家庭においても使用のルールを決め、適切な使用が行われているかを確認し対処する。

5 配慮が必要な児童への対応

- ・就学援助受領家庭、欠損家庭、学区外通学など、配慮が必要な家庭環境にある児童について、その環境が児童の学校生活に影響しないよう細やかな支援に努める。
- ・知的障がい、発達障がい、肢体不自由など、自身に健常児童とちがいがあある児童について、インクルーシブ教育の理念に基づいた支援に努める。
- ・東日本大震災被災など、成育歴の中で配慮が必要な児童について、その経験が児童の学校生活に影響しないよう細やかな支援に努める。

◎いじめ防止・対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」（生徒指導委員会＋学校職員以外）を設置する。委員会は、校長の承認を得て、副校長が招集する。

学校職員：校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、担任
学校職員以外：スクールカウンセラー、PTA3役、学校評議員、主任児童委員

◎ いじめの早期発見のための取組 いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない

1 児童の些細な変化に気づく

業間や昼休み、放課後等に児童と対話したり遊んだりして触れ合う中で、児童の表情や様子、言動を観察するように努める。

- ・ 始業前に教室に行き、児童の様子（表情、服装、持ち物等）を把握する
- ・ 朝の会の健康観察には必ず教師が行い、児童と視線を合わせて、一人一人の名前を呼ぶ
- ・ 業間、昼休み、放課後等、一日に一度は全児童と対話する

2 定期的な教育相談の実施

定期的なアンケート「みんなとなかよく」（記名式）、ＱＵ調査の実施とそれに基づいた教育相談（面談）を実施する。

教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談にあたる。

3 児童の変化を共有する

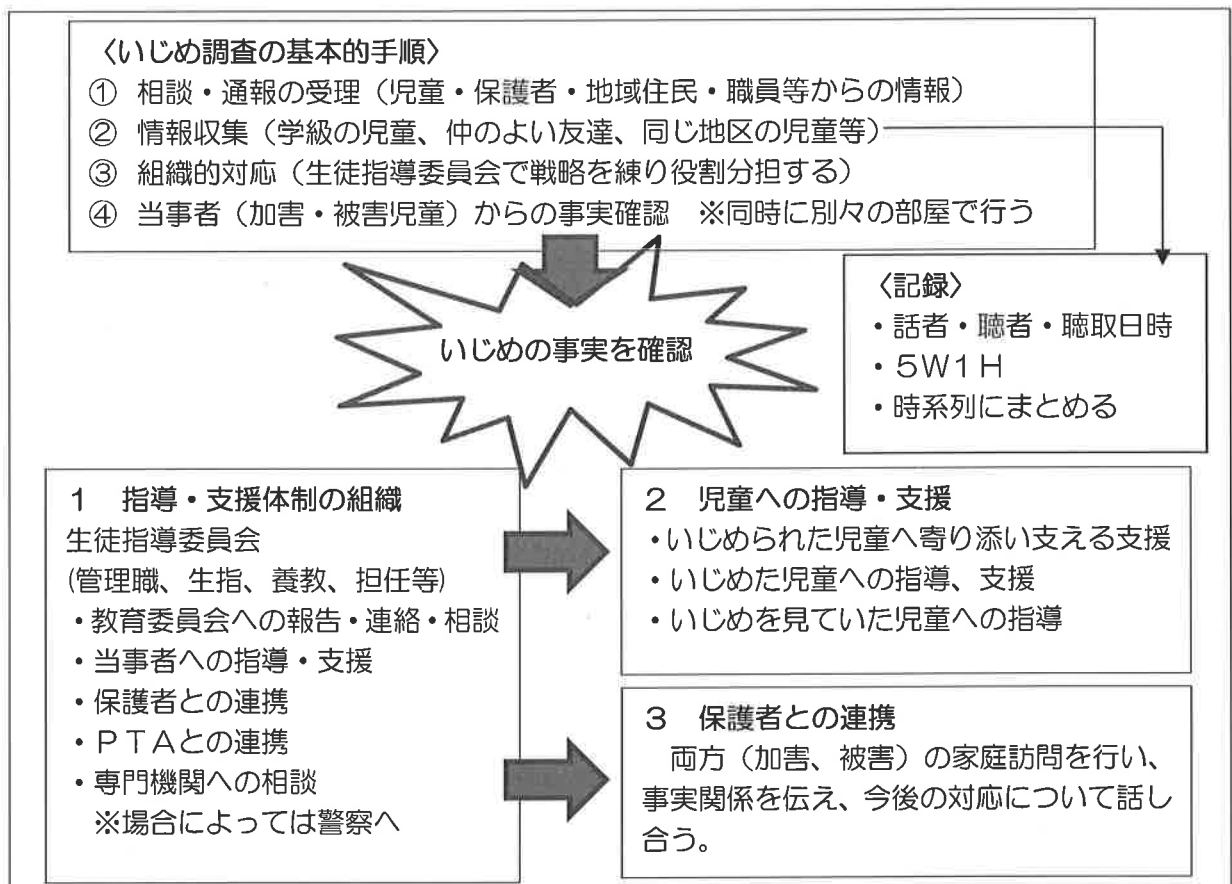
定期的に行う生徒指導委員会の場だけでなく、放課後の職員室や学団での打ち合わせ会等、様々な機会に児童の情報を共有する。（いつ・誰が・どこで・誰と・何をどのようにしていたか）

- ・ クラブ、委員会活動、縦割り班清掃、登下校等の様子
- ・ 養護教諭、支援員、スクールカウンセラー、エリアコーディネーター等からの情報
- ・ 保護者、学童保育所指導員、民生児童委員、地域住民等からの情報
- ・ 日記や連絡帳から
- ・ ひと月に3日以上欠席した児童の欠席理由から

◎ いじめの早期対応のための取組 発見したいじめへの対応

1 いじめの発見・通報を受けた際の対応

（１）対応の流れ



(2) 対処の分担

対処内容	担当者
相談・通報の受理	◎生徒指導主事
情報収集・記録	◎担任・生徒指導主事・養護教諭・(スクールカウンセラー)
生徒指導委員会の招集・運営	◎生徒指導主事
面談の計画・実施・記録	◎生徒指導主事・担任・養護教諭・(スクールカウンセラー)
保護者との連携	◎担任・副校長・養護教諭・(スクールカウンセラー)
P T Aとの連携	◎副校長・生徒指導主事
専門機関への相談	◎副校長・生徒指導主事
マスコミ対応	◎副校長

2 いじめが起きた集団への対応

- ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる。
- ・ 学級で話し合いをするなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度をいきわたらせる。
- ・ 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう、教職員全員で支援する。
- ・ 必要に応じて、保護者と協議し、保護者と協働した児童支援をすすめる。

3 ネットいじめへの対応

- ・ インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、被害の拡大を避けるため、北上市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報し適切な援助を求める。
- ・ インターネットの利用環境について、家庭へ協力を依頼する。
- ・ 保護者は、インターネットの利用環境を整え、適切な使用について指導、確認する。

◎ いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

	職 員 会 議 等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	○職員研修会の実施 (指導方針、指導計画等) ○保護者への啓発(PTA 総会) ○児童の実態把握・情報交換	○学校・学級づくり ○人間関係づくり	○家庭訪問・個人状況把握
5月	○生徒指導委員会の実施 (情報共有、計画作成)	○Q-U 調査①	
6月	○学校評議員会議等で「方針」の説明 ○地区懇談会での地域・保護者連携の推進	○Q-U 調査の分析	○「みんなとなかよく」 アンケート ○教育相談週間
7月	○保護者個別面談等による児童の状況把握	○学校評価アンケート①	○個人面談・個人状況把握 (希望者) ○いじめの防止等の対策に関するチェックシート①

8月	○職員研修会の実施 (いじめ防止、教育相談、カウンセリング能力等の向上に向けた研修) ○学級経営反省会の実施(情報共有) ○学校評価アンケートの報告① (学校便りで保護者へ報告)	○学校・学級づくり ○人間関係づくり	
9月		○全校一斉道徳授業公開 (フリー参観)	○「こころと身体の健康観察」
10月		○Q-U調査②	○「みんなとなかよく」 アンケート
11月	○家庭教育学級の実施 (保護者・児童・教職員対象)	○Q-U調査の分析	○教育相談週間 (必要に応じて実施)
12月	○保護者個別面談等による児童の状況把握	○学級懇談 ○学校評価アンケート②	○個人面談・個人状況把握 (希望者) ○いじめの防止等の対策に関するチェックシート②
1月	○学級経営反省会の実施(情報共有)	○学校・学級づくり ○人間関係づくり	
2月	○「学校いじめ防止基本方針」最終検証 ○生徒指導委員会の実施 (本年度のまとめ・次年度の指導方針) ○学校評価アンケートの報告② (学校便りで保護者へ報告) ○学校評議員会議等で報告		○教育相談週間 (必要に応じて実施)
3月	○学校評価・各種関連調査の作成・提出	○次年度に向けた学級づくり ○校種間の引き継ぎ	

＊ 未然防止、早期発見に向けて

- 1 すべての職員が、いじめ問題の重要性を認識する。
- 2 生徒指導委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取り組みを行う。
- 3 日々、児童一人ひとりの様子について情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。
- 4 各担任等が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で組織的に対応する。
- 5 保護者との連携を密にし、児童の日々の生活における些細な変化を見逃さない。

危機管理の心構え「さしすせそ」

さ：最悪を想定する
 し：慎重に対応する
 す：素早く対処する
 せ：誠意をもって対処する
 そ：組織全体で対処する

◎ 重大事案への対応

1 重大事案とは

「いじめ防止対策推進法」第28条 （重大事案）

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

2 重大事案の報告

「いじめ防止対策推進法」第28条 （重大事案への対処）

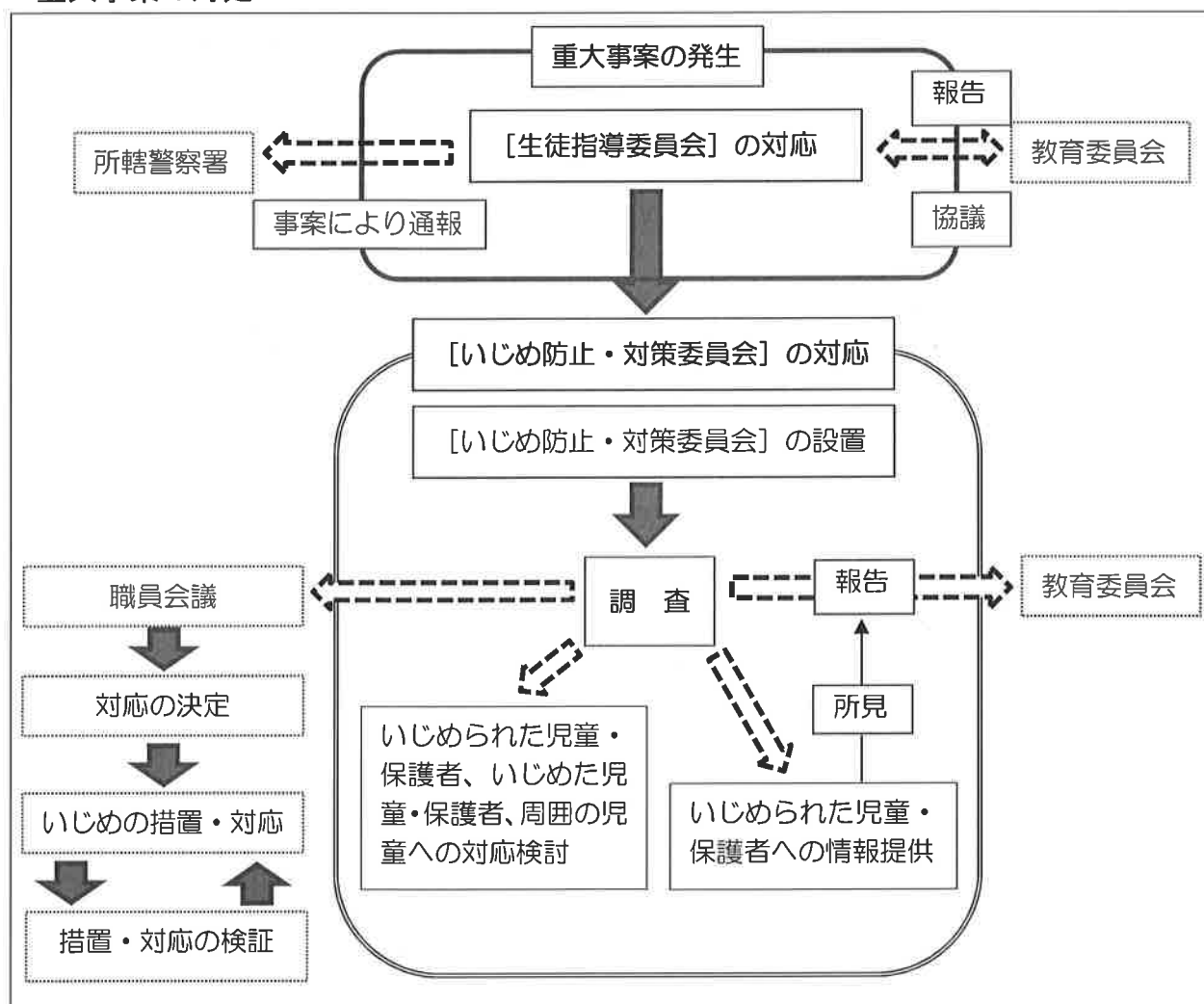
学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

重大事案が発生した場合は、速やかに北上市教育委員会に報告する。

3 重大事案の調査

調査の際には、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

4 重大事案の対処



◎ 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の４点を学校評価の項目に加え、自校の取り組みを評価する。

- いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりに係る取組に関する事
- いじめの早期発見・事案対処のマニュアルの実行に係る取組に関する事
- 定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施に係る取組に関する事
- 校内研修の実施に係る取組に関する事

2015年9月 制定

2016年6月 改訂

2018年2月 改訂